

議案第56号

佐野市都市公園条例の改正について

佐野市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和3年6月4日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市都市公園条例の一部を改正する条例

佐野市都市公園条例（平成19年佐野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

運動広場
多目的球技場

を

第1多目的球技場
第2多目的球技場

に改める。

別表第3中

運動広場
多目的球技場

午前9時から午後5時まで
午前9時から日没まで

を

第1多目的球技場
第2多目的球技場

午前9時から午後9時30分まで
午前9時から日没まで

に改める。

別表第4第2項第6号の表を次のように改める。

(6) 第1多目的球技場

ア グラウンド

専用利用	入場料を徴収しない場合	一般	1時間につき	全面	円 1,880
				半面	940
		高校生以下	1時間につき	全面	940
				半面	470
	入場料を徴収する場合	1時間につき	全面	9,400	
			半面	4,700	

イ 附属設備

区分				入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
照明	全面	30分	全点灯	円	円

		につき		980	1,470
			2分の1点灯	490	730
	半面	30分	全点灯	490	730
		につき	2分の1点灯	240	360
放送設備	1回4時間につき			1,100	1,650
管理棟	会議室	1時間につき		210	310
	ロッカールーム	1室1時間につき		140	210
	シャワー	1室1回4時間につき		660	990

別表第4第2項第8号の表を同項第9号の表とし、同項第7号の表を同項第8号の表とし、同項第6号の表の次に次の1表を加える。

(7) 第2多目的球技場

ア グラウンド

専用利用	入場料を徴収しない場合	一般	1時間につき	全面	円 1,540
				半面	770
		高校生以下	1時間につき	全面	770
				半面	380
	入場料を徴収する場合	1時間につき	全面	7,700	
			半面	3,850	

イ 附属設備

区分		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
放送設備	1回4時間につき	円 1,100	円 1,650
シャワー	1回4時間につき	1,100	1,650

別表第4備考第4項中「30分、1時間、2時間又は24時間につき」を「時間単位で」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐野市都市公園条例別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

理 由

佐野市運動公園運動広場及び多目的球技場の名称、利用料金等を改め、並びに所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市都市公園条例の改正案 新旧対照表

現 行					改 正 案				
別表第2（第19条関係）					別表第2（第19条関係）				
区分	都市公園名		有料公園施設等の名称又は種類		区分	都市公園名		有料公園施設等の名称又は種類	
有料運動 施設	(略)		(略)		有料運動 施設	(略)		(略)	
	佐野市運動公園	(略)		佐野市運動公園		(略)		第1多目的球技場	
		運動広場				第2多目的球技場			
		多目的球技場				(略)			
	(略)		(略)			(略)		(略)	
(略)		(略)			(略)		(略)		
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)	
別表第3（第20条関係）					別表第3（第20条関係）				
都市公園名	有料公園施設等	開設期間	利用時間	休館日又は休場日	都市公園名	有料公園施設等	開設期間	利用時間	休館日又は休場日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
佐野市 運動公園	(略)	(略)	(略)	(略)	佐野市 運動公園	(略)	(略)	(略)	(略)
	陸上競技場	通年	午前9時から午後9時まで	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その日以後においてその日に最も		陸上競技場	通年	午前9時から午後9時まで	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その日以後においてその日に最も

				近い休日でない日
	運動広場		午前9時から午後5時まで	(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
	多目的球技場		午前9時から日没まで	
	弓道場		午前9時から午後10時まで	
	冒険の森		午前9時から午後5時まで	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

				近い休日でない日
	第1多目的球技場		午前9時から午後9時30分まで	(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
	第2多目的球技場		午前9時から日没まで	
	弓道場		午前9時から午後10時まで	
	冒険の森		午前9時から午後5時まで	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第4 (第25条、第27条関係)

1 (略)

2 佐野市運動公園利用料金

(1)～(5) (略)

(6) 運動広場及び多目的球技場

ア グラウンド

区分	午前9時から午前12時まで	午後零時から午後5時まで	午後5時から日没まで (1時間につき)
	運動広場	円	円

備考 (略)

別表第4 (第25条、第27条関係)

1 (略)

2 佐野市運動公園利用料金

(1)～(5) (略)

(6) 第1多目的球技場

ア グラウンド

専用利用	入場料を徴収しない場合	一般	1時間につき	全面	円
				半面	940
		高校生以下	1時間につき	全面	940
				半面	470

			1,320	1,650	
多目的球技場	入場料を徴収しない場合	一般	4,400	7,700	円
					1,430
		高校生以下	2,200	3,850	710
	入場料を徴収する場合		8,800	15,400	2,140

イ 附属設備

区分			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
多目的球技場	放送設備	1回につき	1,100円	1,650円
	シャワー	1チームにつき	1,100円	1,650円

入場料を徴収する場合	1時間につき	全面	9,400
		半面	4,700

イ 附属設備

区分				入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
照明	全面	30分につき	全点灯	円 980	円 1,470
			2分の1点灯	490	730
	半面	30分につき	全点灯	490	730
			2分の1点灯	240	360
放送設備	1回4時間につき			1,100	1,650
管理棟	会議室	1時間につき		210	310
	ロッカールーム	1室1時間につき		140	210
	シャワー	1室1回4時間につき		660	990

(7) 第2多目的球技場

ア グラウンド

専用利用	入場料を徴収しない場合	一般	1時間につき	全面	円 1,540
				半面	770

(7)・(8) (略)

3～7 (略)

備考

1～3 (略)

4 利用料金又は使用料を30分、1時間、2時間又は24時間につき定める場合において、利用時間に当該利用料金又は使用料の単位となる時間未満の端数があるときは、その端数を当該利用料金又は使用料の単位となる時間とする。

5～16 (略)

	高校生以下	1時間につき	全面	770
			半面	380
	入場料を徴収する場合	1時間につき	全面	7,700
			半面	3,850

イ 附属設備

区分		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
放送設備	1回4時間につき	円 1,100	円 1,650
シャワー	1回4時間につき	円 1,100	円 1,650

(8)・(9) (略)

3～7 (略)

備考

1～3 (略)

4 利用料金又は使用料を時間単位で定める場合において、利用時間に当該利用料金又は使用料の単位となる時間未満の端数があるときは、その端数を当該利用料金又は使用料の単位となる時間とする。

5～16 (略)